

議事日程第 1 号

令和 7 年第 2 回 錦江町議会臨時会議事日程

開会の日時

令和 7 年 4 月 24 日（木）

午前 10 時開議

開会の場

錦江町議会本庁議場

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙

追加日程「第 1 号の追加 1」

令和 7 年第 2 回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和 7 年 4 月 24 日（木）
午前 10 時開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 5 発議第 1 号 錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 選任第 1 号 常任委員の選任
- 日程第 7 選任第 2 号 議会運営委員の選任
- 日程第 8 選挙第 3 号 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第 9 選挙第 4 号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 10 選挙第 5 号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第 11 議員派遣の件
- 日程第 12 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
(令和 6 年度錦江町一般会計補正予算 (第 12 号))
(町 長 提 出)
- 日程第 13 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
(錦江町税条例の一部を改正する条例)
(同 上)
- 日程第 14 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について
(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(同 上)

追加日程「第 1 号の追加 2」

令和 7 年第 2 回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和 7 年 4 月 24 日（木）

午前 10 時開議

日程第 1 議席の一部変更について

追加日程「第 1 号の追加 3」

令和 7 年第 2 回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和 7 年 4 月 24 日（木）

午前 10 時開議

日程第 1 同意第 3 号 監査委員の選任について（議選）

（ 町 長 提 出 ）

追加日程「第 1 号の追加 4」

令和 7 年第 2 回 錦江町議会臨時会追加議事日程

令和 7 年 4 月 24 日（木）

午前 10 時開議

日程第 1 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

令和7年 第2回錦江町議会臨時会 会議録

召集の年月日 令和7年4月24日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	9番	水口孝俊	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員			

職務のため出席した者

議会事務局長 菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和 7 年 第 2 回 錦江町議会臨時会会議録

令和 7 年 4 月 2 4 日（木）午前 10 時 00 分

錦 江 町 議 会 議 場

	（開会・開議）
○菖蒲 議会事務局長	本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。水口孝俊議員、よろしくお願いいたします。
	（水口議員、議長席に着席）
○水口 臨時議長	それでは皆さん、おはようございます。地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくお願いを申し上げます。
	日程第 1 仮議席の指定
○水口 臨時議長	ただいまから令和 7 年第 2 回錦江町議会臨時会を開催いたします。本日の会議を開きます。日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま、着席の議席といたします。
	日程第 1 仮議席の指定
○水口 臨時議長	日程第 2、選挙第 1 号「議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行います。閉めてください。確認をお願いします。
	（議場の出入り口を閉める。）
○水口 臨時議長	ただいま、出席議員数は 10 名でございます。 次に、立会人を指名いたします。会議規則第 32 条 2 項の規定によって、立会人に、1 番、木下議員、2 番、城下議員を指名いたします。投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げます。投票は無記名でお願いをいたします。
	（投票用紙の配布）
	（投票用紙の配布終了）
○水口 臨時議長	投票用紙の漏れはございませんかね。よろしいですか。届きましたか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○水口 臨時議長	投票用紙漏れはないと認めます。それでは投票箱を確認いたします。よろしくお願いいたします。1 番木下議員、2 番城下議員が投票箱の点検を行います。
	（1 番木下議員、2 番城下議員、投票箱の点検）
○水口臨時	異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が名前を呼

議長	びますので、順番に投票箱に入れてください。よろしくお願いいたします。
○菖蒲 議会事務局長	皆さんよろしいでしょうか。それでは投票をお願いいたします。 1 番、木下巧大議員。
	(1 番木下議員、投票、2 番城下議員、立会)
○菖蒲 議会事務局長	2 番、城下香代子議員。
	(2 番城下議員、投票、1 番木下議員、立会)
○菖蒲 議会事務局長	3 番、宿利原洋一議員。
	(3 番、宿利原議員、投票) (3 番宿利原議員以降、1 番木下議員、2 番城下議員、2 名による立会)
○菖蒲 議会事務局長	5 番、久保勇太議員。
	(5 番、久保議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	6 番、落司道子議員。
	(6 番、落司議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	7 番、浪瀬亮祐議員。
	(7 番、浪瀬議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	8 番、染川金治議員。
	(8 番、染川議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	9 番、池田行徳議員。
	(9 番、池田議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	10 番、小吉昭弘議員。
	(10 番、小吉議員、投票)
○菖蒲 議会事務局長	11 番、水口孝俊議員。
	(11 番、水口議員、投票)
○水口 臨時議長	投票漏れはございませんか。
	(「なし」と呼ぶものあり)

○水口 臨時議長	投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。次に開票をいたします。1 番、木下議員、2 番、城下議員、開票の立会いをお願い申し上げます。どうぞ。
	(1 番木下議員、2 番城下議員、開票立会)
	(1 番木下議員、2 番城下議員、開票立会后、自席へ着席)
○水口 臨時議長	投票の結果を申し上げます。投票総数 10 票。有効投票数 8 票。無効投票 2 票でございます。有効投票のうち、浪瀬議員 5 票、落司議員 3 票。以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は、3 票です。したがって、浪瀬議員が議長に当選されました。開いてください。
	(議場の出入り口を開く。)
○水口 臨時議長	ただいま議長に当選されました、浪瀬議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知を行います。当選人の発言を求めます。浪瀬議員。
○浪瀬議長	はい。
	(浪瀬議長 壇上へ登壇)
	まずは、ありがとうございます。ちょっと花粉症からずっとですね、声が悪くて、今治療中なんですけれども、悪声ですが、ちょっとお聞き苦しいところもあると思いますけれども、こうしてですね、ここに立たせていただいて、本当、重責を強く感じております。 先ほども話をさせていただいたようにですね、10 人がタッグを組んで一生懸命頑張って、以前は錦江町の議会へもですね、東串良とか他からもですね、傍聴にも来ていただいております。私たちもまた研修を重ね、頑張っていって、そういう他のところがですね、視察に来られるような議会、それとやっぱり一般質問をですね、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。まずは 10 人がタッグを組むことが 1 番だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。
	(浪瀬議長 壇上から降壇)
○水口 臨時議長	これもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。議長、議長席に着いてください。
	(水口臨時議長、議長席から自席へ着席)
	(浪瀬議長、自席から議長席へ)
○浪瀬議長	それでは、ここでしばらく休息いたします。議員の皆さんは、議員控室に参集願います。
	休憩 10 時 16 分 再開 10 時 26 分
○浪瀬議長	それでは休息を閉じて会議を再開いたします。本日、これからの議事日程

	はお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
	追加日程第1 日程第1 議席の指定
○浪瀬議長	日程第1、議席の指定を行います。議席は、議会規則第4条第1項の規定により、お手元にお配りをいたしました、議席表のとおり指定いたします。
	日程第2 会議録署名議員の指名
○浪瀬議長	日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議会規則第127条の規定により、1番、木下議員、2番、城下議員を指名いたします。
	日程第3 会期の決定
○浪瀬議長	日程第3、会期決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時議会の会期は本日の1日間にしたいと思いますが、異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間に決定をいたしました。
	日程第4 選挙第2号
○浪瀬議長	日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定いたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。副議長に、池田議員を指名いたします。お諮りします。ただいま、議長が指名しました池田議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました池田議員が副議長に当選をされました。ただいま副議長に当選された池田議員が議場におられます。議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。池田議員。
○池田副議長	はい。
	(池田副議長 壇上へ登壇)
○池田	ただいま紹介にあずかりました池田でございます。このたび、本当に重責

副議長	な、責任ある職務であります副議長という席を頂きまして、本当にありがとうございます。これまでの経験を生かし、住民の皆様方のご意見を伺いながら、この議会の皆様 10 人で一緒になって、この錦江町発展のために、行政にいろいろな提言、進言をいたしながら頑張っていきたいと思っております。また、議長の補佐も頑張らなければなりませんので、これも一生懸命頑張っております。また今後とも、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。
	(池田副議長議員 壇上から降壇)
○浪瀬議長	ここで、しばらく休息いたします。議員の皆様は、議員控室にご参集願います。
	休憩 10 時 31 分 再開 10 時 46 分
○浪瀬議長	それでは、休憩を閉じて会議を再開します。お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることをことに決定いたしました。追加日程第 2、議席の一部変更を議題とします。副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。
	日程第 5 発議第 1 号
○浪瀬議長	日程第 5、発議第 1 号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。10 番、池田議員。
○10 番 池田議員	はい。
	(10 番 池田議員 登壇)
○10 番 池田議員	改めまして、おはようございます。発議第 1 号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。議会の委員会構成において、常任委員会の委員の定数を 6 人から 5 人に改めるとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、本条例案を提案するものであります。なお、この条例は、公布の日から施行するものです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	これで質疑を終わります。
	(10 番 池田議員 降壇)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、発議第 1 号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例について、採決します。お諮りします。発議第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号、錦江町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩します。
	休憩 10 時 49 分 再開 10 時 51 分
○浪瀬議長	休憩を閉じて、会議を再開します。
	日程第 6 選任第 1 号
○浪瀬議長	日程第 6、選任第 1 号、常任委員の選任を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することを決定いたします。総務厚生常任委員は、議長室に、文教産業常任委員は、委員会室に参集を願います。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、総務厚生常任委員会は年長委員の水口議員、文教産業常任委員会は年長委員の小吉議員のもとで、委員長の互選に関する事項を進めてください。ここでしばらく休憩します。
	休憩 10 時 54 分 再開 12 時 01 分
○浪瀬議長	それでは、休憩を閉じて会議を再開します。ただいま各常任委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告申し上げます。 総務厚生常任委員長に城下議員、副委員長に落司議員。文教産業常任委員長に久保議員、副委員長に小吉議員が決まりましたので、ご了承願います。
	日程第 7 選任第 2 号
○浪瀬議長	日程第 7、選任第 2 号、議会運営委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、指名いたしたいと思います。ご異議はご

	ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。議会運営委員は委員会室に参集願います。委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選を行いますので、委員会条例第10条2項の規定により、年長議員の小吉議員のもとで、委員長の互選に関する議事を進めてください。ここでしばらく休憩します。
	休憩 12 時 03 分 再開 12 時 19 分
○浪瀬議長	それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。ただいま、議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、ご報告を申し上げます。委員長に小吉議員、副委員長に落司議員が決まりましたので、ご了承願います。
	日程第 8 選挙第 3 号
○浪瀬議長	日程第 8、選挙第 3 号、南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。南大隅衛生管理組合議会議員に、水口議員、宿利原議員、木下議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した水口議員、宿利原議員、木下議員を南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	それでは異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した水口議員、宿利原議員、木下議員が南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。 ただいま、南大隅衛生管理組合議会議員に当選された水口議員と宿利原議員、木下議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。
	日程第 9 選挙第 4 号
○浪瀬議長	日程第 9、選挙第 4 号、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に

	よって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することになりたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。大隅肝属広域事務組合議会議員に城下議員、木下議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した城下議員、木下議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました城下議員、木下議員が、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。ただいま、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選された城下議員と木下議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。
	日程第 10 選挙第 5 号
○浪瀬議長	日程第 10、選挙第 5 号、大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことを決定しました。お諮りします。方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。大隅肝属地区消防組合議会議員に、久保議員、小吉議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名した久保議員、小吉議員を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、久保議員、小吉議員が、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。ただいま、大隅肝属地区消防組合の議会議員に当選された、久保議員、小吉議員が議場におられます。会議規則第 33 条 2 項の規定によって当選の告知を行います。
	日程第 11 議員の派遣
○浪瀬議長	日程第 11、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することになしたいと思います。

	います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することを決定しました。ここでしばらく休憩します。議員の皆様は、議員控室に参集願います。
	休憩 12 時 26 分 再開 12 時 40 分
	(執行部入場)
○浪瀬議長	休憩を閉じて会議を再開します。
	日程第 12 承認第 1 号
○浪瀬議長	日程第 12、承認第 1 号、専決処分した事件の承認について、令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 12 号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第 1 号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。令和 6 年度錦江町一般会計補正予算（第 12 号）につきましては、補正総額は 1 億 7,242 万 5 千円の増額で、累計は 88 億 2,493 万 7 千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、町有施設整備基金の元金積立てを 1 億 2 千万円、肝属郡医師会立病院再整備基金の元金積立てを 1 億 257 万 6 千円、並びにふるさと納税基金の元金積立てを 476 万 8 千円それぞれ増額するとともに、ふるさと納税事業の手数料 3,810 万 4 千円、並びに産地生産基盤パワーアップ事業補助金を 1,450 万 9 千円それぞれ減額したものでございます。 また、歳入につきましては、地方交付税の特別交付税を 2 億 1,691 万 7 千円増額するとともに、ふるさと納税寄附金を 3,484 万 7 千円、町債を 1,450 万円、並びに基金繰入金を 119 万 1 千円それぞれ減額したものでございます。承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入 2 款地方譲与税から 21 款町債までと、歳出 2 款総務費から 10 款教育費まで及び第 2 表、地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	歳出に関して数点お伺いいたします。今回、町有施設整備基金並びに医師会立病院再整備基金に元金積立てを行っておりますが、この金額にされた根

	拠、財源もあわせてお示し頂ければと思います。 また、ふるさと納税に関しましても今回減額補正でございますが、この背景といいますか、ちょっと理由が分かれば併せてお示し頂ければと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	はい。久保議員のご質問にお答えします。今回の町有施設整備基金 1 億 2 千万、それから肝属郡医師会立病院 1 億 257 万 6 千円、これの財源はということですが、あと金額と根拠ということですが、先ほど申し上げましたように、特別交付税が例年よりも多く私どものほうに交付されたことから、留保財源として持っておる特別交付税を、現在の町有施設整備の今後の流れ等を見ながらですね、積立てていくという計画をしておりますので、それに基づいて、ほぼ町有施設のほうを少し厚めにし、そして医師会立病院を例年のごとく 1 億から積立てられる分を積立てたということでございます。ふるさと納税の関係につきましては、財政係長に答弁させます。
○今村 財政係長	はい。
○浪瀬議長	今村財政係長。
○今村 財政係長	久保議員のご質問にお答えいたします。ふるさと納税につきましては、3 月 31 日時点の実績によりまして、ふるさと納税の寄附額に対しまして、その寄附に対するふるさと納税事業の経費というものを差引きまして、その残額が余剰が出ましたら、その余剰分につきましては、令和 6 年度中に基金への積立てを行うというふうにしております。 今回の専決補正につきましては、寄附額の確定というものと経費の確定というものがございまして、そちらのほう調整させていただきました。それによりまして、歳出の事業費のふるさと納税の減額をさせていただいて、そちらの分の余剰分を、次はですねふるさと納税基金への積立てとしまして 476 万 8,000 円増額させていただきました。こちらについて、令和 6 年度中のふるさと納税基金につきましては、1 億 971 万 8 千円を積み立てる予定であります。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	各々基金に関しては承知いたしました。町有施設整備基金に関しまして、以前少し一般質問等でも述べさせていただいたんですが、今後また施設整備を計画するというのが一つ念頭にあるのかなと思いますが、ちょっとその

	辺のもし計画がございましたら併せてお示し頂ければと思います。 また、ふるさと納税に関しましては減額に伴う手数料の減額ということですが、確定額が分かりましたら併せてお示し頂ければと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	新田町長。
○新田町長	まず、町有施設整備の今後の計画ということでございますが、現在のところ、先般の3月議会でもご提案させていただきましたが、子育て支援住宅、こちらを10戸整備するということで、今、債務負担行為も補正をご承認頂きました。そちらのほうへの充当等もございますし、現在老朽施設等の改修等が見込まれるもの等があります。 それから、今後やはり住宅の老化に基づく、さらなる保守等々が予定されておりますので、そういったものにこの町有施設については充当していきたいというふうに考えているところです。 それからふるさと納税の関係は、未来づくり課長に答弁させます。
○上吹越 未来づくり課長	はい。
○浪瀬議長	上吹越未来づくり課長。
○上吹越 未来づくり課長	久保議員の質問にお答えいたします。令和6年度のふるさと納税の寄附金につきましては、2億1,515万3,100円となりました。以上になります。
○浪瀬議長	他にありませんか。
○8番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	小吉議員。
○8番 小吉議員	私は農林水産業費の中でですね、産地の生産基盤パワーアップ事業が、事業不採択ということになったわけでございます。1,450万、大変大きな金額が不採択になったんだと思っておりますけれども、この事業はどういう事業の内容なのか教えていただきたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	産業振興課長に答弁させます。
○木下 産業振興課長	はい。
○浪瀬議長	木下産業振興課長。
○木下 産業振興課長	質問にお答えします。この不採択になりました事業計画の内容ですけれども、お茶の機械の導入でございまして、こういった機械だということですが、これについてはですね仕上げ茶加工機になります。色彩選別機の導

	入を予定しておりました。この色彩選別という、色が白いやつを、何ていうんですか、機械で選別する機械だということでした。以上です。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	この事業は、前回、ある事業者が導入を予定しておった事業でよろしいわけですか。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。お見込みのとおりでございます。
○8 番 小吉議員	はい。
○浪瀬議長	8 番、小吉議員。
○8 番 小吉議員	皆さんご承知のとおりですね、私ども文教産業委員会でも、今度 6 月に茶の振興策を図っていこうというようなことで、勉強しようということで一応計画をさしていただいたわけでございます。 町長もご承知のとおり、田代地区のナンバー 1 とナンバー 2 が既に撤退をしようとしております。そういう感じですね、今どんどん茶の農家が苦境に立っているっちゅうのはもう既にご承知のとおりでございます。 これとは全然関係ないかもしれませんが、本当この色選のやつが導入されれば、茶の品質がですねもちろん上がってきます。他の産地もこういう感じで、当然要望されたと思いますけれども、強くですね案件はまた再度強く要望していただければ、茶農家の言えば手助けになるのではないかなと思ったりもするわけでございます。 本当今回もですね、茶の価格も前回よっか若干いいです。若干いいけど、なかなか生産費を今とんとんになるぐらいの価格でございますんで、そのところを十分理解していただいて、今後も農業振興に図っていただきたいと思います。以上です。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	小吉議員のご質問にお答えします。小吉議員おっしゃるように、今年度の茶の市況は昨年度よりは上向いてきているものの、やはりここ 15 年低迷した実態というのは変わりませんので、当然この色選機もそうですが、事業者さんとよく相談をしながら、今、投資をする時期なのかどうなのかも含めて、私どもの煎茶の産地をどういうふうにして維持していくのか、もしくは新たな方向を見い出していくのか、そこはよく事業者さんと現場が吟味をさせな

	がらですね、それが必要だということであれば導入支援というのは私どもは当然のごとく懸命に訴えていく予定でございます。以上です。
○浪瀬議長	他に質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第1号専決処分した事件の承認について、令和6年度錦江町一般会計補正予算(第12号)を採決します。お諮りします。承認第1号は承認することで、ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分した事件の承認について、令和6年度錦江町一般会計補正予算(第12号)は承認することに決定しました。
	日程第13 承認第2号
○浪瀬議長	日程第13、承認第2号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第2号専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。錦江町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、個人住民税の特定親族特別控除、軽自動車税は、種別割の税率区分及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例等について改正を行ったものでございます。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第2号専決処分した事件の承認について、錦江町税条例の一部を改正する条例を採択します。お諮りします。承認第2号は承認することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分した事件の承認に

	について、錦江町税条例の一部を改正する条例は、承認することに決定をいたしました。
	日程第 14 承認第 3 号
○浪瀬議長	次に、日程第 14、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第 3 号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税等の賦課限度額等について改正を行ったものでございます。ご承認くださいますようお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。
○5 番 久保議員	今回、国の指針に則っての改定ということですが、基本的に課税額等は上昇するような形での今回の改定かというふうに理解しております。この基準はもう国がお示しになられたのか、それとも本町のまたいろいろ状況勘案されて決定されたのか、この金額のちょっと決定の経緯に関してお示し頂きたいと思います。
○新田町長	議長。
○浪瀬議長	町長。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えします。これにつきましては、住民税務課長に答弁させます。
○濱田 住民税務課長	はい。
○浪瀬議長	濱田住民税務課長。
○濱田 住民税務課長	久保議員の質問についてお答えします。今回の改正の金額につきましては、国の指針に基づいて改正提案したものであります。以上です。
○5 番 久保議員	はい。
○浪瀬議長	5 番、久保議員。

○5 番 久保議員	国の指針に基づいての改定ということで承知いたしました。やはりですねこういった課税額等が上昇になりますと、なかなかこういった加入者の皆さんにとってですねご負担になる面もあるかと思しますので、またそういったご周知を丁寧にしていただければというふうに考えております。以上です。
○浪瀬議長	他にありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、承認第3号専決処分した事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第3号は承認することに異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、承認第3号専決処分した事件の承認について、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、承認することに決定をいたしました。ここで、追加日程文書配布のためしばらく休憩します。
	休憩 12 時 57 分 再開 12 時 59 分
○浪瀬議長	休憩を閉じて、会議を再開します。お諮りします。ただいま町長から、同意第3号監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意第3号監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることを決定しました。
	追加日程第3 同意第3号
○浪瀬議長	追加日程第3、同意第3号監査委員の選任について議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、久保議員の退場を求めます。
	(5 番 久保議員 退場)
○浪瀬議長	本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	同意第3号監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。現委員の厚ケ瀬博文氏の任期が令和7年4月23日をもちまして満了したため、錦江町議会議員の中から新たに久保勇太氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。どうぞご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、同意第３号監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第３号は、これに同意することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、同意３号監査委員の選任については同意することに決定をしました。ここで久保議員の入場ですので、しばらく休憩いたします。
	休憩 13 時 02 分 再開 13 時 03 分
○浪瀬議長	休憩を閉じて、会議を再開します。
○浪瀬議長	お諮りします。ただいま各常任委員長から、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件、及び議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第４として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第４として議題とすることに決定をいたしました。
	追加日程第４ 日程第１
○浪瀬議長	追加日程第４、日程第１、常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件を議題といたします。各常任委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中継続審査することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。
	追加日程第４ 日程第２
○浪瀬議長	追加日程第４、日程第２、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、議会規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項等について、

	閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のあった閉会中の継続調査とすることを決定します。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第2回錦江町議会臨時議会を閉会いたします。
	散会 13:07